

棚田地域の振興について

これまでの経過

- ・令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（8月16日施行）
→指定棚田地域の指定や棚田地域振興活動計画の認定により各種優遇措置が得られるようになった。
- ・県は、16局課からなる「滋賀県棚田地域振興推進会議」を令和2年2月に設置
棚田地域振興の目標や方法等を定める「滋賀県棚田地域振興計画」を令和2年7月に策定
→指定棚田地域の指定申請に関する基本的な考え方を明記
- ・令和7年4月に「棚田地域振興法」が改正されたことを受け、令和8年3月に「滋賀県棚田地域振興計画」を改定

指定棚田地域の指定について

棚田地域振興法

指定棚田地域

(法第7条) 県→主務大臣に申請。指定棚田地域に指定されることにより、様々な事業の優遇措置あり。

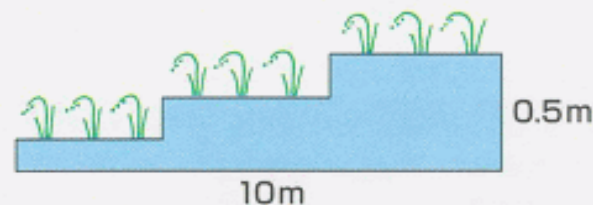
指定基準

「指定棚田地域」

- ① **昭和25年2月1日**における市町村(旧市町村)の区域であって、
- ② 当該区域内の勾配が **20分の1以上**の土地にある一団の棚田の面積が **1ヘクタール**以上あるもの

急傾斜地

田：傾斜1/20以上



指定棚田地域の指定について

滋賀県棚田地域振興計画

第三 その他必要な事項

1 指定申請に関する基本的考え方

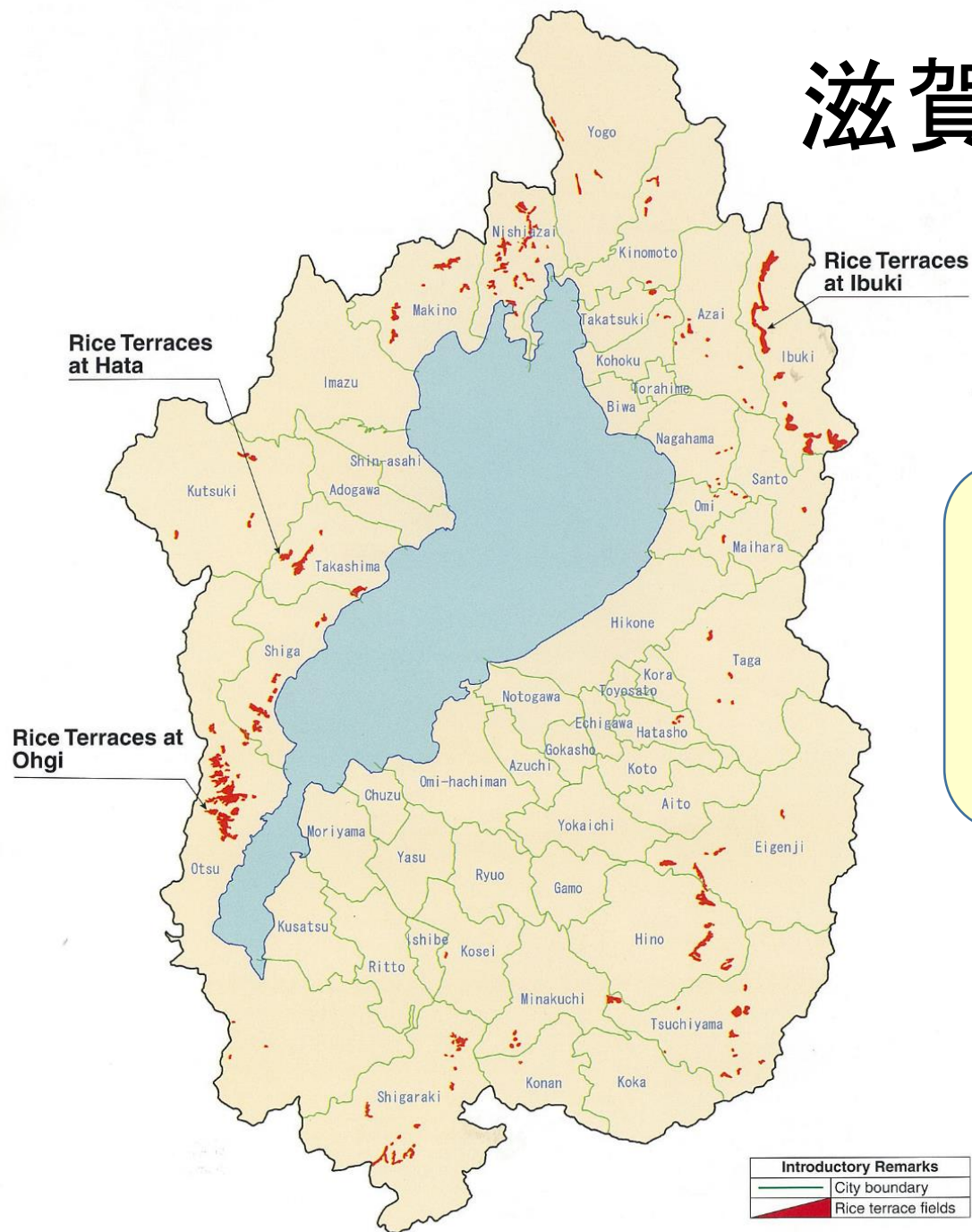
指定基準

- ・棚田地域の振興を図る必要性が高いこと
→人口の減少、高齢化の進展等
- ・棚田の多面にわたる機能の維持および促進が期待できること
→棚田であることにより洪水防止、水源涵養等の機能
- ・棚田地域の振興および棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと
→新たに協議会を設置、既存の棚田ボランティア組織

2 選定の手続き

本懇話会での意見交換の内容を踏まえる

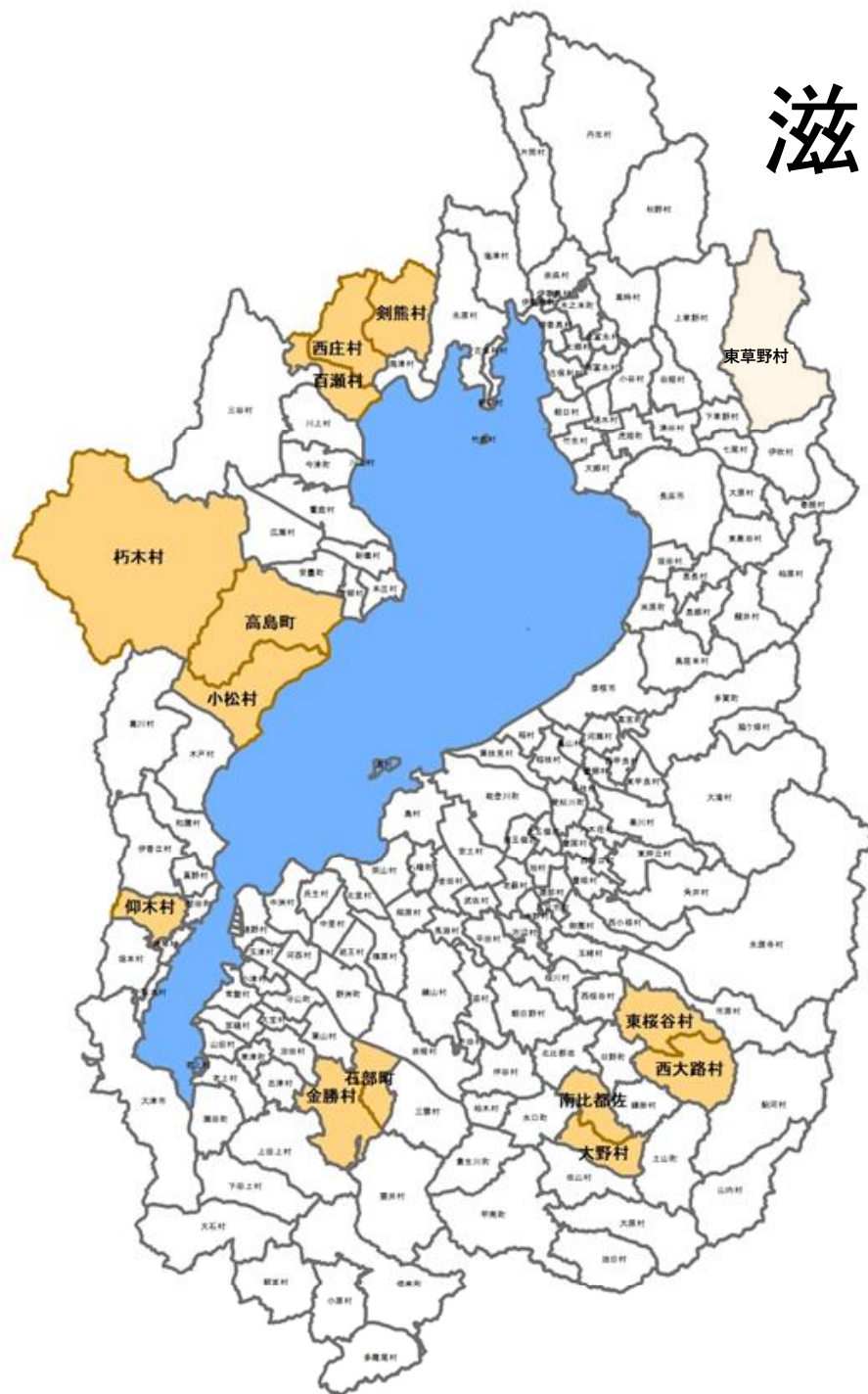
滋賀県の棚田



県内に
約2,200ha存在
(勾配1/20以上)

※平成5年度傾斜地帯水田適正利用対策
調査報告書

滋賀県の指定棚田地域

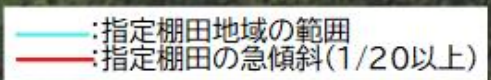


指定棚田地域の指定状況 (令和8年7月時点)

● 指定済の指定棚田地域(旧町村)

- ・大津市: 仰木村
- ・高島市: 剣熊村、西庄村、百瀬村
朽木村、高島町
- ・高島市(大津市): 小松村
- ・栗東市: 金勝村
- ・甲賀市: 大野村
- ・日野町: 南比都佐村、東桜谷村
西大路村
- ・湖南市: 石部町
- ・米原市: 東草野村

面積合計 430ha



棚田地域振興法 主な優遇措置（NN事業関連）

1. 中山間地域等直接支払の拡充

①対象地域に「指定棚田地域」を追加 指

⇒現行の8法に、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域（保全を図る棚田等に限る）を支援対象地域に追加

②「棚田地域振興活動加算」（1万円/10a） 認

⇒認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15%以上）に対し、取組目標の設定・達成を要件として1万円/10aを加算

2. 中山間ルネッサンス事業の拡充

①支援対象地域に「指定棚田地域」を追加 指

⇒ルネッサンス事業の対象地域に指定棚田地域を追加し、支援事業の優先採択、優遇措置を講じる

②「指定棚田地域振興活動計画」の認定を地域別農業振興計画の認定とみなす 認

⇒「地域別農業振興計画」の認定を受ける代わりに、「指定棚田地域振興活動計画」の認定を受けた場合も対象とする

③棚田の保全・振興に対応した推進事業の拡充 指

⇒棚田地域における体制づくり、アドバイザー派遣、計画策定等の棚田の保全・振興を推進するモデルメニューを追加

3. 補助率の嵩上げ・要件緩和

⇒各事業における補助率嵩上げや要件緩和措置の対象としている条件不利地域に「指定棚田地域」を追加 指

優遇措置		対象事業
補助率 嵩上げ	50 →55%	・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・農地耕作条件改善事業 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）
要件緩和 （面積要件等）		・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金

指 ……指定棚田地域

認 ……認定棚田地域振興活動計画の対象地域